## 相談支援従事者初任者研修における留意事項

### 1. 相談支援従事者初任者研修

・本研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修課(以下「研修課」という)が実施します。

#### 2. 受講申込

- ①申込責任者及び申込者(受講希望者)は、福祉のまちづくり研究所 HP 内の研修体系・受講対象者 と日程・参考資料をよく読んで理解したうえで、受講申込書に必要事項を明記し、事前課題等、 必要な書類を揃えて郵送にてお申込みください。
- ②必ず実施要項及び本内容を確認し、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意の上申込みください。
- ③郵送された申込書等の着不着にはお答えしません。必要な方は、各自で確認ができる配達方法(特定記録郵便、簡易書留郵便等)を用いて郵送してください。また郵送による申込書類の不着の責任は負いかねます。
- ④指定する様式を用いていない等、提出書類及び内容記載に不備、虚偽があった際は、受講不可とする場合があります。
- ⑤提出された書類については返却いたしません。
- ⑥研修の問い合わせについて、例年、お電話での問い合わせが殺到し、担当者に繋がらない、すぐに 回答できない場合が多々あります。その為、福祉のまちづくり研究所ホームページの研修部門にあ る問合せページからメールでお問い合わせしてください。回答については、メールでの返信か、 場合によってはお電話でさせていただきます。

#### 3. 受講決定

- ①研修課への申込締切り後、兵庫県障害福祉課で厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点、公正な選考基準の観点からいかなる場合もお伝えしません。
- ②申込締切り日後、受講可、不可にかかわらず、通知書をお送りします。通知書については、申込書 類に同封された返信用封筒を用いて発送いたします。
- ③受講可否については、研修課から返信用封筒を用いて郵送する通知書で、必ず確認してください。 電話等での問合せにはお答えできません。
- ④通知書の発送については、発送日に福祉のまちづくり研究所 HP にその旨掲示します。 発送掲示後、2週間が経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。
- ⑤受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更、日程の変更はできません。

## 4. 資料代等の支払い方法

- ①受講決定者には、受講可否通知発送時に「受講料振込み方法について」の通知をしますので、記載 事項に沿って期日までに、ゆうちょ銀行の郵便払込取扱票を用いて指定口座へ振込んでください。 領収書の発行は行いませんので、必要な方は払込受領書を各自で保管してください
- ②振込手数料の負担をしていただきます。
- ③期日までに指定金額の入金が確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。
- ④やむを得ない事情で振り込み期日を過ぎる場合は、必ず担当にご連絡ください。

#### 5. キャンセル

- ①受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修課の担当へ連絡してください。
- ②既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、受講料を払戻しします。ただし返金は振込み手数料の差額分となります。
- ③受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、返金はできません。資料の 送付は行いません。

福祉のまちづくり研究所 研修課

#### 6. 研修時間

- ①研修時間は研修毎に異なります。各研修プログラムを確認してください。
- ②毎回の受付時に出席確認のため受講決定通知書の確認と押印をします。全回、同じ印鑑と受講決定 通知書を持参してください。
- ③研修会場の都合により、受付時間等が変更することがあります。
- ④進行の状況により、終了時刻が遅くなる場合があります。
- ⑤研修最終日に修了式を開催する場合、プログラム上の時間より遅くなることがあります。

#### 7. 研修会場

- ①研修は講義及び演習において、外部会場及び総合リハビリテーションセンター内で行います。但し変更等ある場合はその限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- 2 各駅から研修会場までのバスの時刻等は各自でお調べください。研修課ではお答えしておりません。
- ③研修会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。公共交通機関での研修参加を原則として、 自家用車使用の場合は近隣の有料駐車場を使用してください。総合リハビリテーションセンター内 駐車場は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の患者様等のために設けられている旨了承ください。

#### 8. 研修時の遅刻・早退及び欠席

- ①修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
- ②原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって研修会場へ お越しください。
- ③公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席の場合は、研修当日の 8 時 45 分以降~研修開始時間の間に必ず電話にて研修課まで連絡し、遅延証明書を提出してください。

#### 9. 研修の変更及び中止

- ①研修開始の3時間前に研修開催市町(兵庫県立総合リハビリテーションセンター内での開催の場合は神戸市西区)で特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約3時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
  - (福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス) http://www.hwc.or.jp/kensyuu/
- ②警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、 受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス等でご確認ください。
- ③警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

#### 10. 修了証

- ①全プログラム修了者に対して、原則研修最終日に修了証を交付します。
- ②修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないように正確にご記入ください。
- ③研修課は修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に 記載し、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課へ通知します。
- ④次の場合修了証を交付できないことがあります。
  - (1) 受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
  - (2)「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
  - (3) 欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合(やむを得ない場合を除く)
  - (4)研修の目的が達成されないと判断された場合(提出物期限が守られない、研修態度が好ましくない等)

#### 11. 個人情報の取り扱い

①お預かりした個人情報は以下の目的にのみ利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、 受講者名簿、研修・セミナー等のご案内の送付、その他、県、研修課が必要と判断したもの

②お預かり個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等(研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります)

③その他

必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

#### 12. 知的財産権及び使用権

- ①申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。
  - (1) 研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する
  - (2) 知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる 一切の行為を禁止する
  - (3) 研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する (演習の成果物等、講師の許可がある場合は可)
- ②研修資料、教材等の使用権を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

#### 13. 受講中の事故等についての対応

- ①不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。
- ②受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

#### 14. 相談窓口

(研修に関する問い合わせ先)

兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

#### (実務経験、事業申請等に関する問い合わせ先)

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班

TEL 078-341-7711 (代表)

# 令和元年度 兵庫県相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修 研修日程と受講対象について

※「サービス管理責任者等基礎研修」はサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を指します

受講対象		相談支援専門員になる方	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になる方		
			初めて研修を受講する方	これまでに相談支援従事者初任者研修(5日間・2日間)を修了している方	これまでにサービス管理責任者等研修を 修了しているが、相談支援従事者初任者 研修講義部分2日間を修了していない方
受講する研修名		相談支援従事者初任者研修(5日間)	サービス管理責任者等基礎研修□	サービス管理責任者等基礎研修	相談支援従事者初任者研修 (2日間)
日程				※申込書に相談支援従事者初任者研 修修了証書及び受講証明書の写しを 添付	※申込書にサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修修 了証書の写しを添付
相談支援従事者初任者研修 <b>合同講義:2日間</b>	令和元年 8月 1日(木) 8月 2日(金)	0	0		0
相談支援従事者初任者研修 <b>集合講義:1日間</b>	令和元年 8月23日(金)	0			
相談支援従事者初任者研修 <b>演習(第1回):2日間</b>	令和元年 9月26日(木) 9月27日(金)				
相談支援従事者初任者研修 <b>演習(第2回):2日間</b>	令和元年 10月3日(木) 10月4日(金)	○ (第1回~第3回のいずれ			
相談支援従事者初任者研修 <b>演習(第3回):2日間</b>	令和元年 10月10日(木) 10月11日(金)	か)			
サービス管理責任者等基礎 研修 <b>共通講義:1日間</b>	令和元年 9月12日(木)		0	0	
サービス管理責任者等基礎 研修 <b>演習:2日間</b>	各日程参照 (2日間)		0	0	
研修日数合計		5日間	5日間	3日間	2日間
受講料		13,000円	13,000円	9,000円	4,000円

# 《相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得に必要な研修について》

相談支援従事者初任者研修5日間

(修了者には5日間の修了証を発行)

《相談支援専門員》になるための研修

「初任者研修」
1 日目(合同講義)

「初任者研修」
2日目(合同講義)

「初任者研修」
3日目(集合講義)

「初任者研修」 4日目(演習) 「初任者研修」 5日目(演習)

平成 18 年~30 年に相談支援従事者初任者研修(2 日間)を修了していても、あらためて5日間の受講が必要です。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 (修了者には5日間の基礎研修修了証を発行)

《サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者》 になるための基礎研修

「初任者研修」
1日目(合同講義)

「初任者研修」 2日目(合同講義) 「サービス管理 責任者等基礎研修」 3日目(共通講義) 「サービス管理 責任者等基礎研修」 4日目(演習) 「サービス管理 責任者等基礎研修」 5日目(演習)

平成 18 年~30 年に相談支援従事者初任者 研修(5 日間・2 日間)を修了している場合、 初任者研修 2 日間の受講は必要ありません。 過去にサービス管理責任者等研修を修了されている方 は、本研修を受講する必要はございません。

※別分野の受講は必要ありません。